

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

1 改正の理由

- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い
 - (1) 育児のための時間外勤務の免除の対象者を拡大するため
 - (2) 国家公務員において仕事と介護の両立支援の拡充が行われることから、県の職員と国の職員との間に権衡を失しないようにするため
- ・さらに柔軟な働き方を可能とする観点から、(3) 子育て支援時間の対象者を拡大するため

2 改正の概要

(1) 育児のための時間外勤務の免除

子を養育する職員が請求した場合、時間外勤務の免除を受けることができる。

改正内容 対象職員の拡大

- (現 行) 3歳に満たない子を養育する職員
- (改正後) 小学校就学前の子を養育する職員

(2) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備

- ア 職員から介護についての申出があった場合、当該職員に対し、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講ずる等しなければならないこととします。
- イ 介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施等の措置を講じなければならないこととします。

(3) 子育て支援時間

勤務時間の始めまたは終わりに2時間を超えない範囲内で取得することができる無給の休暇

改正内容 対象職員の拡大

- (現 行) 小学校1年生から小学校3年生までの子を養育する職員
- (改正後) 小学校1年生から小学校6年生までの子を養育する職員

(3) その他

- ア 施行時期は令和7年4月1日とする。
- イ その他必要な規定の整理を行う。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、育児のための時間外勤務の免除の対象者を拡大するとともに、国家公務員において仕事と介護の両立支援の拡充が行われることから、県の職員と国の職員との間に権衡を失しないようにするため、また、より柔軟な働き方を可能とする観点から、子育て支援時間の対象者を拡大するため、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）ほか5条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）および滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部改正（第1条、第4条および第5条関係）

ア 子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を、3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大することとします。

イ 子育て支援時間を取得することができる職員の範囲を、小学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育する職員から小学校に就学している子を養育する職員に拡大することとします。

ウ 任命権者は、職員から介護についての申出があった場合、当該職員に対し、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講ずる等しなければならないこととします。

エ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施等の措置を講じなければならないこととします。

- (2) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部改正（第2条関係）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。

- (3) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成

17年滋賀県条例第112号)の一部改正(第3条関係)

子育て支援時間を取得することができる職員の範囲を、小学校に就学している子(第1学年から第3学年までの子に限る。)を養育する職員から小学校に就学している子を養育する職員に拡大することとします。

(4) その他

ア この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第8条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第8条の3 省略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 省略 4 前3項の規定は、第20条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。第20条を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時か	第1条～第8条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第8条の3 省略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 省略 4 前3項の規定は、第20条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。第20条を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時か

ら翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第9条～第19条 省略

(介護休暇)

第20条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2～4 省略

第20条の2 省略

(子育て支援時間)

第20条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学

ら翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第9条～第19条 省略

(介護休暇)

第20条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第21条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2～4 省略

第20条の2 省略

(子育て支援時間)

第20条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため、1日

年までの子に限る。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき
休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。

2・3 省略

(新設)

(新設)

第21条・第22条 省略

の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与
えることができる。

2・3 省略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認
等)

第21条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状
況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護と
の両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介
護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介
護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」
という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置
を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年
度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規
定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよ
うにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第23条・第24条 省略

付則 省略

別表第 1 ～別表第 3 省略

付則 省略

別表第 1 ～別表第 3 省略

滋賀県職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第21条 省略 （部分休業の承認） 第22条 省略 2 省略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間または当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 第23条以下 省略	第1条～第21条 省略 （部分休業の承認） 第22条 省略 2 省略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間または当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 第23条以下 省略

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条～第3条 省略 （給与の減額） 第4条 省略 2 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他管理者が定める教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（高年齢として管理者が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で管理者が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合にお	第1条～第3条 省略 （給与の減額） 第4条 省略 2 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他管理者が定める教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（高年齢として管理者が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で管理者が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合にお

る休暇をいう。) または子育て支援時間(当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子(第1学年から第3学年までの子に限る。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第5条以下 省略

る休暇をいう。) または子育て支援時間(当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第5条以下 省略

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条～第24条 省略 （給与の減額） 第25条 省略 2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他病院事業庁長が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（高年齢として病院事業庁長が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で病院事業庁長が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他病院事業庁長が指定する者で負傷、疾病または老齢により病院事業庁長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）または子育て支援時間	第1条～第24条 省略 （給与の減額） 第25条 省略 2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他病院事業庁長が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（高年齢として病院事業庁長が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で病院事業庁長が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他病院事業庁長が指定する者で負傷、疾病または老齢により病院事業庁長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）または子育て支援時間

（当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子
（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、病院事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

第26条以下 省略

（当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、病院事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

第26条以下 省略

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
第1条～第9条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第9条の3 省略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 省略 4 前3項の規定は、第21条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。第21条を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌	第1条～第9条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第9条の3 省略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 省略 4 前3項の規定は、第21条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。第21条を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌

日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第10条～第20条 省略

(介護休暇)

第21条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2～4 省略

第21条の2 省略

(子育て支援時間)

第21条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学

日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第10条～第20条 省略

(介護休暇)

第21条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第22条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2～4 省略

第21条の2 省略

(子育て支援時間)

第21条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため、1日

年までの子に限る。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき
休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。

2・3 省略

(新設)

(新設)

第22条～第24条 省略

の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与
えることができる。

2・3 省略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認
等)

第22条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状
況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護と
の両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介
護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介
護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」
という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置
を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年
度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規
定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第23条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよ
うにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第24条～第26条 省略

付則 省略

別表第 1 ～別表第 3 省略

付則 省略

別表第 1 ～別表第 3 省略

滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
第1条～第8条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第8条の3 省略 2 本部長は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 省略 4 前3項の規定は、第20条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。第20条を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時か	第1条～第8条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第8条の3 省略 2 本部長は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 省略 4 前3項の規定は、第20条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。第20条を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時か

ら翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第9条～第19条 省略

(介護休暇)

第20条 本部長は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2～4 省略

第20条の2 省略

(子育て支援時間)

第20条の3 本部長は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年

ら翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第9条～第19条 省略

(介護休暇)

第20条 本部長は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第21条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2～4 省略

第20条の2 省略

(子育て支援時間)

第20条の3 本部長は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため、1日の

までの子に限る。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。

2・3 省略

(新設)

(新設)

第21条・第22条 省略

勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。

2・3 省略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第21条 本部長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 本部長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 本部長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第23条・第24条 省略

付則 省略

別表第 1 ～別表第 3 省略

付則 省略

別表第 1 ～別表第 3 省略